

太田市わな猟免許試験手数料等助成金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

太田市長 穂積昌信

## 太田市規則第23号

太田市わな猟免許試験手数料等助成金交付規則の一部を改正する規則

太田市わな猟免許試験手数料等助成金交付規則（平成23年太田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「狩猟免許試験」の次に「(以下「狩猟免許試験」という。)又は狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性試験」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、適性試験においては、太田市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する規則（平成17年太田市規則第179号）第2条第1項に規定する有害鳥獣捕獲隊名簿に登録がない場合は、助成対象としない。

第3条中「いう。）」の次に「及び助成金額」を加え、「わな猟免許に係る狩猟免許試験の受験に要する経費のうち、次に掲げるもの」を「別表のとおり」に改め、同条各号を削る。

第4条を削る。

第5条第1項中「わな猟免許に係る」を削り、「受けた日」の次に「又は適性試験を受けた日」を、「、狩猟免許試験」の次に「又は適性試験」を加え、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。  
附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

助成対象事業の種類	助成対象経費	助成金額
狩猟免許試験	(1) 受験手数料 (2) 試験受験に際し必要となる診断書料（6,000円を限度とする。）	左記経費の合計の2分の1
適性試験	(1) 更新手数料 (2) 免許更新に際し必要となる診断書料（6,000円を限度とする。）	左記経費の合計の2分の1

備考 算出した助成金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

様式第1号中「第5条」を「第4条」に、「狩猟免許試験」を「狩猟免許試験・適性試験」に改める。

様式第2号中「第5条」を「第4条」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。